



# 山形県公報

平成23年5月31日(火)  
第2247号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○ダムによつて貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則……………(河川課)…524

### 訓 令

○木地山ダム操作規則……………(同)…同

### 告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課)…528

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の

変更……………(置賜総合支庁福祉課)…同

○救急病院等の告示……………(地域医療対策課)…同

○土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課)…529

○同……………(同)…同

○同……………(同)…同

○同……………(同)…530

○土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課)…同

○土地改良区の役員の就任の届出……………(同)…531

○道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課)…同

○同……………(同)…532

○県道の供用の開始……………(同)…同

○道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課)…同

○同……………(同)…533

○基本測量の実施の通知……………(用地課)…同

○公共測量の実施の通知……………(同)…同

○開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課)…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○政治団体の設立……………534

○政治団体の届出事項の異動……………535

○政治団体の解散……………536

○資金管理団体の指定……………537

○資金管理団体の届出事項の異動……………538

○資金管理団体の指定の取消……………同

### 労働委員会関係

#### 告 示

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示……………同

企 業 局 関 係

規 程

○山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程.....539

公 告

- 一般競争入札の公告..... (管 財 課) ...540
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (置賜総合支庁地域振興課) ... 同
- 県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁建築課) ...541
- 特定調達契約に係る落札者の公告..... (河 北 病 院) ...544

正 誤

規 則

ダムによって貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第32号

ダムによって貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則

ダムによって貯留された流水の放流に関する規則 (昭和45年 1月県規則第 1号) の一部を次のように改正する。  
第 1条中「山形県荒沢ダム、山形県野川水系ダム、山形県高坂ダム、山形県蔵王ダム及び山形県月光川ダム」を「荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム及び月光川ダム」に改める。

別表第 1中「(2) 野川水系ダム」を「(2) 木地山ダム」に、「適宜の時間くりかえし」を「くりかえし 4回」に改める。

別表第 2中「(2) 野川水系ダム」を「(2) 木地山ダム」に改める。

別表第 3中「(2) 野川水系ダム」を「(2) 木地山ダム」に、野川水系ダム管理事務所 木地山分所 を

木地山ダム管理所 に改める。

別表第 4中「(2) 野川水系ダム」を「(2) 木地山ダム」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 6月 1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第11号

県 土 整 備 部  
置 賜 総 合 支 庁

木地山ダム操作規則を次のように定める。

平成23年 5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

木地山ダム操作規則

山形県野川水系ダム操作規則 (昭和38年12月県訓令第64号) の全部を改正する。

目次

第 1章 総 則 (第 1条・第 2条)

- 第2章 貯水池の水位等（第3条～第8条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第9条・第10条）
- 第4章 洪水の処理等（第11条～第15条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第16条～第22条）
- 第6章 点検、整備等（第23条～第25条）
- 第7章 雑則（第26条）

## 附則

## 第1章 総則

## （通則）

第1条 木地山ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

## （ダムの用途）

第2条 ダムは、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

## （洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒150立方メートル以上である場合における当該流水とする。

## （水位）

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

## （常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高480.9メートルとし、第13条の規定により洪水の処理を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

## （サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高481.6メートルとし、第13条の規定により洪水の処理を行う場合においても、水位をこれより上昇させてはならない。

## （確保水位）

第7条 流水の正常な機能の維持のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、次の各号に掲げる日（以下この条において「基準日」という。）においては、それぞれ当該各号に掲げる水位、基準日以外の日においては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第19条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

- (1) 5月15日 標高 464.5メートル
- (2) 5月20日 〃 473.5メートル
- (3) 5月25日 〃 475.4メートル
- (4) 6月10日 〃 479.0メートル
- (5) 7月10日 〃 480.0メートル
- (6) 7月20日 〃 480.0メートル
- (7) 7月25日 〃 478.9メートル
- (8) 8月10日 〃 474.4メートル
- (9) 8月31日 〃 464.5メートル

## （最低水位）

第8条 貯水池の最低水位は、標高464.5メートルとする。

## 第3章 貯水池の用途別利用

## （流水の正常な機能の維持のための利用）

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高464.5メートルから標高480.9メートルまでの容量6,000,000立方メートルのうち最大5,400,000立方メートルを利用して行うものとする。

## （発電のための利用）

第10条 発電は、標高464.5メートルから標高480.9メートルまでの容量最大6,000,000立方メートルを利用して行うものとする。この場合において、当該発電は、前条の規定による利用に支障を与えないよう行わなければならない。

## 第4章 洪水の処理等

（洪水警戒体制）

第11条 置賜総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から西置賜地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他県土整備部長が定める場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第12条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）県土整備部河川課その他県土整備部長が定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- （2）貯水池への最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- （3）ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

（洪水の処理）

第13条 建設部長は、洪水が発生した場合において水位が常時満水位を超えたときは、放流量が流入量に等しくなるまでダムから放流し、放流量が流入量に等しくなった後においては、流入量に相当する量をダムから放流することにより、洪水の処理を行わなければならない。ただし、建設部長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

（洪水の処理後における水位の低下）

第14条 建設部長は、前条の規定により洪水の処理を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、毎秒150立方メートルの水量を限度として、ダムから放流しなければならない。

（洪水警戒体制の解除）

第15条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

#### 第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水を放流することができる場合）

第16条 ダムによって貯留された流水は、第13条、第14条及び第19条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

- （1）水位が常時満水位を超えるとき。
  - （2）第23条の規定によりダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
  - （3）前2号に掲げる場合のほか、県土整備部長が定める特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号に該当する場合の放流量の限度は、同項第1号の場合においては流入量に相当する量、同項第2号及び第3号の場合においては毎秒265立方メートルとする。

（放流の原則）

第17条 建設部長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

（放流量）

第18条 ダムから放流を行う場合における放流量は、第13条、第14条及び第16条第2項に規定する量及び次条の規定により放流する流水の量からそれぞれ野川第二発電所の使用水量（毎秒10立方メートル以内とする。）を控除した量を超えないようにしなければならない。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第19条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流量等の決定）

第20条 建設部長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、野川第二発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 建設部長は、前項の規定による決定をしようとする場合には、あらかじめ野川第二発電所に連絡するものとする。

（放流に関する通知）

第21条 建設部長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しく変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知する

とともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（ゲート等の操作）

第22条 ダムから放流を行う場合のゲート及び流じん扉（以下「ゲート等」という。）の操作については、県土整備部長が定める。

#### 第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第23条 建設部長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 建設部長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、別に基準を定めなければならない。

（観測）

第24条 建設部長は、ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（記録）

第25条 建設部長は、ゲート等を操作し、第23条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、県土整備部長が定める事項を記録しておかななければならない。

#### 第7章 雑則

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な手続きその他の事項は、県土整備部長が定める。

#### 附 則

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

2 第7条に定める水位については、当分の間、同条の規定にかかわらず、別に県土整備部長が定めるところによるものとする。

別表

| 地点      | 期間             | 水量           |
|---------|----------------|--------------|
| 平山量水標地点 | 5月11日から同月15日まで | 毎秒0.29立方メートル |
|         | 5月16日から同月20日まで | 毎秒1.47立方メートル |
|         | 5月21日から同月25日まで | 毎秒5.35立方メートル |
|         | 5月26日から同月31日まで | 毎秒7.31立方メートル |
|         | 6月1日から同月10日まで  | 毎秒7.12立方メートル |
|         | 6月11日から同月20日まで | 毎秒7.58立方メートル |
|         | 6月21日から同月25日まで | 毎秒7.31立方メートル |
|         | 6月26日から7月5日まで  | 毎秒6.90立方メートル |
|         | 7月6日から同月10日まで  | 毎秒6.79立方メートル |
|         | 7月11日から同月15日まで | 毎秒6.64立方メートル |
|         | 7月16日から同月20日まで | 毎秒6.72立方メートル |

|                |              |
|----------------|--------------|
| 7月21日から同月25日まで | 毎秒6.85立方メートル |
| 7月26日から同月31日まで | 毎秒7.04立方メートル |
| 8月1日から同月5日まで   | 毎秒7.23立方メートル |
| 8月6日から同月10日まで  | 毎秒6.40立方メートル |
| 8月11日から同月15日まで | 毎秒5.85立方メートル |
| 8月16日から同月20日まで | 毎秒5.48立方メートル |
| 8月21日から同月31日まで | 毎秒3.97立方メートル |
| 9月1日から同月5日まで   | 毎秒2.38立方メートル |

## 告 示

### 山形県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社大井電機製作所    | 居宅介護支援センター カナン<br>新庄市金沢新町2864番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 5. 13 |

### 山形県告示第492号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 |              | 障害福祉サービスの種類       | 変更年月日      |
|------------------------------|-------------|--------------|-------------------|------------|
|                              | 変 更 前       | 変 更 後        |                   |            |
| 有限会社なごみの部屋<br>米沢市門東町二丁目8番38号 | ケアセンターなごみ   |              | 居 宅 介 護<br>重度訪問介護 | 平成23. 4. 1 |
|                              | 米沢市堀川町4番31号 | 米沢市泉町二丁目1番6号 |                   |            |

### 山形県告示第493号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                      |
|-------------|------------------|------------------------------|
| 公 立 高 島 病 院 | 東置賜郡高島町大字高島386番地 | 平成23年6月28日から<br>平成26年6月27日まで |

**山形県告示第494号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028番地
- 3 認可年月日  
平成23年5月19日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第495号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成23年5月19日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第496号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
西川町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡西川町大字海味1343番地の4
- 3 認可年月日  
平成23年5月19日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 認可年月日  
平成23年5月23日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 五 十 嵐 源 良 | 酒田市坂野辺新田字坂野辺82番地 |
| 同        | 佐 藤 陽 一   | 同 坂野辺新田甲45番地     |
| 同        | 佐 藤 助 弘   | 同 黒森戊80番地        |
| 同        | 佐 藤 壽 博   | 同 黒森乙132番地       |
| 同        | 五 十 嵐 隆 一 | 同 飯森山二丁目651番地の2  |
| 同        | 阿 部 求     | 同 宮野浦三丁目9番75号    |
| 同        | 橋 本 惣 一   | 同 広野字奥井212番地     |
| 同        | 田 代 公 夫   | 同 宮野浦三丁目4番41号    |
| 同        | 元 木 市 郎   | 同 十里塚甲44番地       |
| 監 事      | 地 主 晴 二   | 同 坂野辺新田甲63番地     |
| 同        | 安 達 朝 吉   | 同 坂野辺新田字葉萱215番地  |
| 同        | 白 畑 昭 男   | 同 宮野浦一丁目12番5号    |



**山形県告示第499号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、袖浦土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 佐 藤 陽 一 | 酒田市坂野辺新田甲45番地   |
| 同        | 佐 藤 助 弘 | 同 黒森戊80番地       |
| 同        | 佐 藤 壽 博 | 同 黒森乙132番地      |
| 同        | 久 松 誠 一 | 同 坂野辺新田丁706番地   |
| 同        | 高 橋 淳   | 同 飯森山二丁目39番地の1  |
| 同        | 田 代 公 夫 | 同 宮野浦三丁目4番41号   |
| 同        | 高 橋 忠 夫 | 同 十里塚乙1番地の2     |
| 同        | 澁 谷 政 信 | 同 広野字下中村111番地   |
| 同        | 阿 部 友 幸 | 同 宮野浦三丁目15番27号  |
| 監 事      | 五 十 嵐 誠 | 同 坂野辺新田甲93番地    |
| 同        | 白 畑 昭 男 | 同 宮野浦一丁目12番5号   |
| 同        | 安 達 朝 吉 | 同 坂野辺新田字葉萱215番地 |

**山形県告示第500号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形羽入線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 天童市大字藤内新田字上ノ台1552番3から<br>同 大字蔵増字谷地4943番1まで | 旧    | 10.0メートル<br>} 13.5 | メートル<br>242 |
| 同 上                                        | 新    | 10.0メートル<br>} 25.0 | 同 上         |

## 山形県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長                       |
|---------------------------------|------|--------------------------|---------------------------|
| 上山市三本松914番1から<br>同 相生字松田409番4まで | 旧    | 7.0 <small>メートル</small>  | 1,162 <small>メートル</small> |
| 同 上                             | 新    | 12.0 <small>メートル</small> | 同 上                       |

## 山形県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 天童市大字藤内新田字上ノ台1552番3から  
同 大字蔵増字谷地4943番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年5月31日

## 山形県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樽石河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                      |
|---------------------------------|------|---------------------------------------|--------------------------|
| 西村山郡河北町谷地字東547番から<br>同 字谷地52番まで | 旧    | 21.3 <small>メートル</small><br>}<br>16.0 | 12.3 <small>メートル</small> |
| 同 上                             | 新    | 21.3 <small>メートル</small><br>}<br>16.0 | 同 上                      |

**山形県告示第504号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年5月31日から同年6月13日まで縦覧に供する。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|-------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 西村山郡河北町谷地字東547番から<br>同 564番まで | 旧    | 12.0メートル<br>} 10.0 | メートル<br>4.7 |
| 同 上                           | 新    | 14.0メートル<br>} 10.0 | 同 上         |

**山形県告示第505号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、西村山郡大江町、最上郡金山町、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、西置賜郡小国町、西置賜郡飯豊町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施する期間  
平成23年6月1日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
基本測量  
(東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量)

**山形県告示第506号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市全域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年4月12日から平成24年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画基本図作成 レベル10,000）

**山形県告示第507号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年3月31日 指令村総建第5045号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
寒河江市新山一丁目23番、33番、34番、35番1、23番地先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年5月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                   | 届出年月日           |
|-----------|--------|----------|------------------------------|-----------------|
| 武田しんせい後援会 | 武田新世   | 鈴木正登     | 山形市大野目一丁目9番21号               | 平成<br>23. 2. 15 |
| すわ洋子後援会   | 諏訪洋子   | 諏訪清造     | 山形市清住町2-6-42-102<br>ドゥペール清住  | 同<br>2. 21      |
| 五十嵐敏則後援会  | 五十嵐敏則  | 石山明      | 寒河江市若葉町14番地の4<br>(有)コウヨウ不動産内 | 同<br>3. 1       |
| 奥山謙三後援会   | 奥山康彦   | 沼沢勝夫     | 最上郡舟形町長者原848-1               | 同               |
| 山田仁を励ます会  | 斉藤正    | 丸川健一     | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲753<br>の6        | 同<br>3. 3       |
| 阿部正明後援会   | 遠藤貞悦   | 庄田文夫     | 西村山郡朝日町玉ノ井甲274-1             | 同<br>3. 8       |
| 田中たかし後援会  | 長谷川俊夫  | 川井惣一     | 西置賜郡白鷹町大字畔藤5094番地            | 同               |
| 阿部ユリ後援会   | 丹和義    | 半田良一     | 最上郡金山町大字下野明642               | 同<br>3. 9       |
| 江口ただひろ後援会 | 横山太吉   | 江口宏子     | 長井市上伊佐沢3158-1                | 同<br>3. 10      |
| 梅津よしゆき後援会 | 梅津善之   | 大場新司     | 長井市九野本1151-1                 | 同<br>3. 15      |
| 熊谷晃一を支える会 | 熊谷晃一   | 丹野昭一     | 山形市南館2-7-45-408              | 同<br>3. 29      |
| 小関秀一後援会   | 小関利幸   | 那須清志     | 長井市九野本948                    | 同<br>4. 4       |
| 伊藤かおり後援会  | 武田義雄   | 伊藤光雄     | 山形市大字片谷地450番地                | 同<br>4. 5       |
| 木村よしひろ後援会 | 遠田光俊   | 木村實      | 米沢市花沢町2613番33号               | 同               |

|           |      |      |                      |           |
|-----------|------|------|----------------------|-----------|
| 未来を創る政治の会 | 木村芳浩 | 木村芳浩 | 米沢市花沢町2613番33号       | 同         |
| 渡部一史後援会   | 渡部一史 | 渡部 覚 | 東置賜郡高島町大字元和田1301番地の5 | 同<br>4.19 |

## 山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年5月31日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称   | 異動事項   | 内 容   |         | 届出年月日           |
|-----------|--------|-------|---------|-----------------|
|           |        | 新     | 旧       |                 |
| 自由民主党立川支部 | 代表者の氏名 | 大 滝 力 | 田 沢 伸 一 | 平成<br>23. 3. 24 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容                      |                         | 届出年月日           |
|-----------------|------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|
|                 |            | 新                        | 旧                       |                 |
| 山形県民社協会新庄支部     | 代表者の氏名     | 海 藤 十 志 彦                | 小 野 俊 一                 | 平成<br>23. 2. 17 |
| さとう清後援会         | 代表者の氏名     | 菅 野 年 央                  | 笹 原 運 司                 | 同<br>2. 22      |
|                 | 会計責任者の氏名   | 結 城 正                    | 柴 崎 勇                   |                 |
| さわやかな市政をめざす市民の会 | 代表者の氏名     | 菅 野 年 央                  | 柴 崎 勇                   | 同               |
|                 | 会計責任者の氏名   | 結 城 正                    | 村 田 征 一                 |                 |
| 幸福実現党山形県本部      | 代表者の氏名     | 内 海 浩 唯                  | 斎 藤 敏 行                 | 同<br>2. 23      |
| 今正徳後援会          | 会計責任者の氏名   | 今 八 重 子                  | 今 正 之                   | 同<br>2. 24      |
| 伸和会（小松伸也後援会）    | 代表者の氏名     | 佐 藤 忠 吉                  | 小 松 伸 也                 | 同               |
| 那須稔末広町地元後援会     | 会計責任者の氏名   | 鈴 木 好 一                  | 安 孫 子 健 輔               | 同               |
| 阿部誠後援会          | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡三川町大字押切新田字三本木21      | 東田川郡三川町大字押切新田字対馬356-2   | 同<br>2. 28      |
| しばた雅章後援会        | 政治団体の名称    | しばた雅章後援会                 | 柴田まさあき後援会               | 同<br>3. 1       |
|                 | 主たる事務所の所在地 | 山形市香澄町1-15-16 駅前センタービル2階 | 山形市南栄町3-7-36 サンライズ幸輪C号室 |                 |

|                |          |           |           |            |
|----------------|----------|-----------|-----------|------------|
| 渋谷さすけ後援会       | 代表者の氏名   | 梅 津 勝 彦   | 新 野 博     | 同<br>3. 2  |
| 関ちずこ後援会        | 代表者の氏名   | 稲 葉 進     | 黒 澤 晃     | 同<br>3. 4  |
| 山形県獣医師政治連盟     | 会計責任者の氏名 | 小 松 文 嗣   | 新 関 博 夫   | 同<br>3. 7  |
| 山形県不動産政治連盟     | 代表者の氏名   | 小 林 正 芳   | 会 田 邦 夫   | 同          |
| 山形県民社協会北西村山支部  | 代表者の氏名   | 松 田 治 一 郎 | 那 須 和 夫   | 同          |
| 秋葉征士後援会        | 代表者の氏名   | 工 藤 俊 春   | 奥 山 雄 平   | 同<br>3. 8  |
| 加藤こういち後援会      | 会計責任者の氏名 | 成 田 忠 一   | 広 井 英 治   | 同          |
| 山形県中小企業政策推進協議会 | 代表者の氏名   | 山 本 惣 一   | 千 歳 栄     | 同<br>3. 11 |
| 鈴木たかし後援会       | 代表者の氏名   | 鈴 木 澄 夫   | 沼 尻 喜 久 雄 | 同<br>3. 22 |
| なおしま義友後援会      | 代表者の氏名   | 小 林 精 一   | 新 江 和 典   | 同<br>3. 24 |
| 遠藤武彦後援会        | 代表者の氏名   | 遠 藤 武 彦   | 宗 川 貞 三   | 同<br>3. 25 |
| 小野よしお後援会(政修会)  | 代表者の氏名   | 上 林 次 雄   | 太 田 昇     | 同          |
| 天 信 会          | 会計責任者の氏名 | 伊 藤 登 志 男 | 黒 田 一 夫   | 同<br>3. 28 |
| 浅井健一後援会        | 代表者の氏名   | 押 野 力     | 近 野 重 郎   | 同<br>3. 29 |
| 土屋健吾後援会        | 代表者の氏名   | 小 山 田 忠 雄 | 佐 藤 松 雄   | 同          |
| 米沢の未来を考える会     | 代表者の氏名   | 村 山 順 弥   | 堤 清 次 郎   | 同          |
| 石山忠後援会         | 代表者の氏名   | 松 田 伸 一   | 柏 倉 博     | 同<br>4. 1  |
| 山形県獣医師政治連盟     | 会計責任者の氏名 | 三 浦 健 司   | 小 松 文 嗣   | 同<br>4. 4  |
| 山形県林業政治連盟      | 会計責任者の氏名 | 太 田 純 功   | 加 藤 勝 美   | 同<br>4. 6  |
| 斎藤公一後援会        | 会計責任者の氏名 | 斉 藤 恵 一   | 芳 賀 哲 雄   | 同<br>4. 14 |
| 後藤孝也後援会        | 代表者の氏名   | 阿 部 徹     | 石 黒 幸 則   | 同<br>4. 25 |

## 山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年5月31日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

誠

## その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名    | 解散年月日        |
|----------------|-----------|--------------|
| 高橋克宏後援会        | 阿 部 功     | 平成22. 12. 31 |
| 梅木隆後援会         | 石 井 光 彌   | 平成23. 2. 28  |
| 新しい尾花沢をつくる市民の会 | 鈴 木 宗 哉   | 平成23. 3. 1   |
| 小野のりお後援会       | 西 塚 義 治   | 平成23. 3. 1   |
| 鈴木新助後援会        | 鈴 木 健 一   | 平成23. 3. 9   |
| 佐藤毅後援会         | 沖 津 清 一   | 平成23. 3. 15  |
| 村山七郎後援会        | 安 達 正 志   | 平成23. 3. 15  |
| 白田金次郎後援会       | 村 山 征 一   | 平成23. 3. 16  |
| 高橋ひろし後援会       | 高 橋 博     | 平成23. 3. 24  |
| 奥山とくひろ後援会      | 工 藤 夏 千 男 | 平成23. 3. 25  |
| 小野寺喜一郎を励ます会    | 今 野 松 雄   | 平成23. 3. 28  |
| 長谷部俊一後援会       | 山 田 英 一   | 平成23. 3. 31  |

## 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成23年5月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

| 届出者の氏名  | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地     | 代表者の氏名  | 届出年月日       |
|---------|---------|-----------|----------------|---------|-------------|
| 武 田 新 世 | 山形市議会議員 | 武田しんせい後援会 | 山形市大野目一丁目9番21号 | 武 田 新 世 | 平成23. 2. 15 |
| 佐 藤 昇   | 山形県議会議員 | 佐藤昇後援会    | 上山市下生居130      | 佐 藤 昇   | 同 3. 8      |
| 木 村 芳 浩 | 米沢市議会議員 | 未来を創る政治の会 | 米沢市花沢町2613番33号 | 木 村 芳 浩 | 同 4. 5      |

**山形県選挙管理委員会告示第34号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年5月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項 | 内 容  |         | 届出年月日           |
|-----------|-------|-----------|---------|------|---------|-----------------|
|           |       |           |         | 新    | 旧       |                 |
| 塩田秀雄      | 南陽市長  | 塩田秀雄後援会   | 公職の種類   | 南陽市長 | 南陽市議会議員 | 平成<br>23. 3. 29 |

**山形県選挙管理委員会告示第35号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成23年5月31日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公 職 の 種 類 | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地       | 代表者の氏名  | 指定取消年月日     |
|------------------------|-----------|--------------|------------------|---------|-------------|
| 小 松 伸 也                | 真室川町議会議員  | 伸和会（小松伸也後援会） | 最上郡真室川町大字大沢810-1 | 小 松 伸 也 | 平成23. 2. 23 |
| 高 橋 博                  | 山形市議会議員   | 高橋ひろし後援会     | 山形市山家町2丁目8番5の4号  | 高 橋 博   | 同 3. 24     |

**労働委員会関係****告 示****山形県労働委員会告示第1号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成23年5月19日認定した。

なお、平成22年8月27日山形県労働委員会告示第2号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成23年5月31日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 立 松 潔

- 1 地方公営企業等の名称  
県が経営する病院事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲



| 勤 務 箇 所                              |                  | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                                                                           |
|--------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>県<br>病<br>院<br>事<br>業<br>局 | 本 局              | 局長、県立病院課長、県立病院課経営企画主幹、同課副主幹、同課課長補佐（課長に事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又は経理を担当する者に限る。）、同課管理主査、同課経営施設主査、同課管理係長、同課主査（人事、服務、組織又は給与に関する事務を担当する者に限る。） |
|                                      | 山 形 県 立 中 央 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、中央放射線部診療放射線主幹、中央検査部臨床検査主幹、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                     |
|                                      | 山 形 県 立 新 庄 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                      |
|                                      | 山 形 県 立 河 北 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤部薬局長、事務部総務課長、同部医事経営課長                                                                                      |
|                                      | 山 形 県 立 鶴 岡 病 院  | 院長、副院長、事務局長、事務局次長、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務経営課長                                                                                             |
|                                      | 山形県立がん・生活習慣病センター | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、薬剤科薬局長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                               |
|                                      | 山形県立救命救急センター     | 所長、副所長、事務局長、事務局次長、運営企画主幹、医療企画主幹、看護部長、同部副看護部長、事務部総務課長、同部経営戦略課長、同部医事相談課長                                                                      |

## 企 業 局 関 係

### 規 程

**山形県企業管理規程第10号**

山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年5月31日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

**山形県企業局文書管理規程の一部を改正する規程**

山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第40条の2」に改める。

第12条第1項中「余白（）」を「余白（ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び）」に改める。

第14条第1項中「許可、認可等に関する文書、不服申立書その他特に重要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 許可、認可等に関する文書
- (2) 不服申立書
- (3) 次に掲げる文書（課長が軽易と認めるものは除く。）
  - イ 中央官庁関係の通知で市町村又は県民等に対する周知が必要なもの
  - ロ 市町村又は県民等からの申請又は協議に係る文書
  - ハ 補助金等の交付、債権の免除若しくは猶予、貸付金の貸付又は各種証明書の交付に係る文書
- (4) 前3号に掲げる文書のほか、課長が重要と認める文書

第2章第5節中第40条の次に次の1条を加える。

（送受信の記録の保存）

第40条の2 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置によ

り出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                    | 日 時                    | 入 札 に 付 す る 物 件                                     | 予 定 価 格    |
|----------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------|------------|
| 新庄市金沢字大道上2034<br>最上総合支庁本庁舎<br>5階502会議室 | 平成23年6月29日（水）<br>午前11時 | 新庄市中道町9番7<br>宅地（実測）773.87平方メートル<br>（公簿）773.00平方メートル | 9,050,000円 |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                     | 場 所                                | 日 時                    |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 新庄市中道町9番7<br>宅地（実測）773.87平方メートル<br>（公簿）773.00平方メートル | 新庄市金沢字大道上2034<br>最上総合支庁本庁舎5階502会議室 | 平成23年6月10日（金）<br>午前11時 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065又は2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 申請のあった年月日

平成23年5月19日

### 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名称

特定非営利活動法人With優

(2) 代表者の氏名

白石 祥和

森 健太郎

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市南原石垣町2805番

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校に行けない子ども達、行かない事を選択した子ども達、今の社会の中で生きにくさを抱えた青少年に対して、生活、学習支援を通しての復学・転学支援、及び社会的自立支援に関する事業を中心に行い、地域に住む子ども達、大人が自分らしさを大切に、生き生きと幸せに生きる事、地域に笑顔が広がる事、優しい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年5月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 金数     | 摘要     |                                    |
|------------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|
|                  |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営春日アパー<br>ト2号   | 米沢市春日五丁<br>目2-43 | 3DK  | 61.0                          | 1    | 一般用 | 16,600                  | 19,200                             | 22,000                             | 24,800                             | 28,300 | 32,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 中田第二ア<br>パート2号 | 同 中田町901<br>-2   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000 | 26,600 |                                    |
| 同 中田第一ア<br>パート6号 | 同 658<br>-3      | 同    | 75.4                          | 1    | 同   | 25,800                  | 29,700                             | 34,000                             | 38,400                             | 43,800 | 50,600 |                                    |
| 同 相生アパー<br>ト3号   | 同 相生町7<br>-65    | 同    | 72.9                          | 2    | 同   | 23,600                  | 27,300                             | 31,200                             | 35,200                             | 40,200 | 46,400 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成23年6月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成23年6月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成23年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年 5月31日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立河北病院医療情報システム整備及び保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課情報企画係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成23年 3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本事務器株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央 4-10-3 住友生命仙台ビル12F
- 5 落札金額 262,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成 7年12月県規則第95号）第 3条の公告を行った日 平成23年 2月15日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤         | 正              |
|------------|------------|-----|----|-----------|----------------|
| 平成23. 4. 1 | 号外(11)     | 2   | 16 | 「及びロ」を削り、 | 「イ」を「イ及びロ」に改め、 |
| 同          | 号外(12)     | 15  | 2  | 所長        | 所長、次長          |
| 同          | 同          | 同   | 7  | 所長        | 所長、次長          |